# 埼玉福利厚生援護会だより

令和5年秋号



当会にて社会保険(健康保険・厚生年金保険)のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

**a** 048-640-6543 (#)

会長の西村がブログを更新しております。下記をご覧ください。 「**西村治彦の日記**」

# 社会保険に加入しましょう





所得補償のある労災保険に 任意で加入すれば 安心です。 4ページ参照



## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば 加入義務あり(強制)。 当会の事業所様は、 ご加入済みです。 ただし、経営者の方のご 加入は、 別途申し込みが必要です(任意)。 セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 雇用保険

雇用保険料が 令和5年4月 に変更されました。 4ページ参照

31 日以上引き続き雇用が 見込まれ、

1週間の所定労働時間が

20 時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む)を1人でも雇っていれば加入義務があります。

## 厚生年金保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の

業種は任意加入)



# 健康保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)



健康保険・厚生年金保険の



# 当会では(窓口一つで)労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です(料金別途) 健康保険・厚生年金保険のお手続き 就業規則や労使協定の作成及び届出 助成金の申請

労務相談

給与計算、等



## 社会保険労務士 26 名

西村治彦、原田淳也、 橋本宗太郎、津久井美知子、 西拓也、塩島英和、長和浩、 弓削学、松浦良介、 武藤雅子、舘野真一、 山崎勝則、菱野義将、 山崎千恵理、堀口晋作、 岩崎由帆、小山真史、有田公明、 榊原庄二、沼田敦、伊藤益弘、 萩原淳、林浩太、 齋藤慎、和泉智孝、神長富人



西村社会保険労務士事務所の 所長の個人ブログを公開中

西村治彦の日記

( 検索

詳しくは当会まで



048-640-6543

埼玉福利厚生援護会







割増賃金の計算の基礎となる賃金

Q. 月給制の場合、どのように 割増賃金の計算をするのですか?

関連記事:「時間外労働の割増賃金率50%以上」→2ページ 「正社員とパートの賃金格差の合理性」

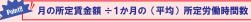
→7ページ下の時間外手当

### 割増賃金額の計算方法

1時間あたりの 賃金額\* 時間外労働、休日労働、 な または深夜労働 を行わせた時間数

🗙 割増賃金率

\* 1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、次のように計算します。



「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金について は除外することができます。 7 項目以外の賃金は全て算入 しなくてはなりません。

- ①**家族手当**(扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に 応じて支給するもの)
- ②通勤手当 (通勤に要する費用に応じて支給するもの)
- ③別居手当
- ④子女教育手当

③**住宅手当**(住宅に要する費用に定率を乗じて支給するもの)

### ⑥臨時に支払われる賃金

### ⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の計算の基礎に含めることとされています。



・ 原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日労働は**分単位**で正確に計上しましょう。1か月の

各総時間数に1時間未満の端数がある場合、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能です。30分以上は切り捨てできませんので要注意です。

## 編集と発行 労働保険事務組合 埼玉福利厚生援護会

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-64-1-205 電話:048-640-6543(代表) FAX:048-643-8268 E-mail:info@saitama-engokai.com URL http://saitama-engokai.com/